

平成30年度  
さが機能性・健康食品開発拠点事業  
トライアルユース事業費補助金  
公募要領

<応募受付期間>

平成30年5月7日(月)から 平成30年5月31日(木)まで

<応募書類の提出先>

下記まで郵送、又は持参のこと。

( 郵便は5月31日消印有効、持参の場合は17時15分締切 )

[ご注意]

提出書類に不備等あった場合の訂正又は、追加提出等も同じ期限とする。期限以降の提出は申請自体が無効になる恐れがあるので、余裕を持って提出すること。事前相談可。

公益財団法人佐賀県地域産業支援センター 食品製造業振興課

〒849-0932 佐賀市鍋島町八戸溝114

電話: 0952-37-9182

問い合わせ先メール: [sagafc@mb.infosaga.or.jp](mailto:sagafc@mb.infosaga.or.jp)

URL: <http://www.infosaga.or.jp/main/43.html>

# 公益財団法人佐賀県地域産業支援センター

## 【目次】

1	トライアルユース補助事業の目的	.....	P 1
2	実施主体	.....	P 1
3	応募資格	.....	P 1
4	補助対象事業	.....	P 1
5	補助対象経費	.....	P 2
6	補助率及び補助限度額	.....	P 3
7	補助期間	.....	P 3
8	採択予定件数	.....	P 3
9	補助対象者の義務	.....	P 3
10	応募期間・方法	.....	P 3
11	審査方法	.....	P 4
12	補助対象事業を実施するに際しての注意事項	.....	P 5

## 1 トライアルユース補助事業の目的

機能性・健康食品の開発を志向する中小企業等が、「さが機能性・健康食品開発拠点」等を利用し、事業化に取り組みやすくなるよう、別途定める「トライアルユース事業費補助金交付要領」に基づき初期段階の研究に係る経費の一部を補助し、付加価値の高い新産業の創出を図ることを目的とします。

## 2 実施主体

公益財団法人佐賀県地域産業支援センター（以下「当公益財団」といいます。）が、トライアルユース補助事業の実施主体として、補助事業の公募、審査・選定、補助金の交付などを実施します。

## 3 応募資格

- (1) 佐賀県に事業所を有し、研究開発を主体的に実施できる能力を有する中小企業（中小企業基本法第2条に規定）及び中堅企業（従業員数100名以上1,000名未満の企業をいう）
- (2) 農業協同組合法に規定する農業協同組合、森林組合法に規定する森林組合又は水産業協同組合法に規定する漁業協同組合で、佐賀県内に事業所を有する者
- (3) (1) 又は (2) の補助事業者若しくは自社の役員等が、以下の①～⑦に該当しないこと。

①暴力団

②暴力団員

③暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者

④自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者

⑤暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

⑥暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

⑦暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

※補助対象者は、上記の②～⑦に掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人である場合は補助対象から除外されます。

**※応募にあたり、応募用紙、他提出とともに別紙の誓約書を提出して下さい。**

**（様式の取得につきましては「10 応募期間・方法」を参照下さい。）**

## 4 補助対象事業

次の各号のいずれかに該当するものを対象とします。

- (1) 原則として、さが機能性・健康食品開発拠点（※）での共同研究を必要とするもの。
- (2) 大学等との共同研究へ発展し得るテーマで、基礎的な研究開発要素を有するもの。
- (3) その他、公益財団法人佐賀県地域産業支援センターが必要と認めるもの。

※さが機能性・健康食品開発拠点は、県内の研究機関が持つ先進のシーズと食品製造業関

連企業とのマッチングを行い、佐賀の豊富な農林水産資源を活かした機能性・健康食品研究開発を行うことを目的に佐賀県工業技術センター内に設置されている共同研究施設で、各種の分析装置等を備えています。

## 5 補助対象経費

本事業の対象として明確に区分でき、かつ、証拠書類によって金額等が確認できる以下に掲げる経費を対象とします。

### (1) 機器・設備費

- ① 研究に使用するために必要な機器・設備類の購入、外注製作又は社内製作（材料費、設計費等を含む。）に要する費用
- ② 研究に使用するために必要な機器・設備類の賃借に要する費用
- ③ 上記機器・設備類に関する営繕工事、改造、修理又は保守に要する費用

### (2) 材料・消耗品費

- ① 研究に使用するために必要な資材、部品、原料、消耗品等の購入又は製作に要する費用

### (3) 外注費

- ① 研究の遂行上必要な比較的単純で研究要素の含まれない作業の外部への外注に要する経費

### (4) 旅費・交通費

- ① 研究者が研究の遂行に必要な旅費
- ② 技術指導者等外部の者に研究の遂行上必要な業務の協力を依頼するために要する旅費

### (5) 謝金

- ① 外部の者から研究の遂行上必要な専門知識の提供等を受けるために支払う謝礼・外部の者に研究の遂行上必要な業務の協力を依頼するために支払う謝礼

### (6) 設備等使用料

- ① 研究の遂行上、外部に必要な設備（実験施設、測定機器、電算機等）を一時的に使用するために要する費用

### (7) その他の直接経費

上記以外の費用であって、研究の遂行に直接要すると認められる次の項目の経費

- ① 雑役務費：研究補助として必要な臨時雇用者（アルバイト、パート）又は派遣労働者の役務提供を受けるために要する費用（ただし、研究に直接従事する場合を除く。）
- ② 技術関係費：データベース検索料、学会参加費（旅費・交通費に含まれるものを除く。）、文献購入費等研究遂行上必要となる技術情報等の収集、発表等に要する費用
- ③ 光熱水費：研究の遂行に直接使用する電気、ガス、水道、その他燃料等に要する費用であって、原則として、研究に直接使用した数量を確認できるもの
- ④ 通信・運搬費：研究の遂行上直接必要とする通信・運搬費
- ⑤ その他：その他研究の遂行に直接必要と認められる費用

## 6 補助率及び補助限度額

### (1) 補助率

3分の2以内

### (2) 補助限度額

1,000千円

## 7 補助期間

当公益財団が補助金の交付を決定した日から平成31年2月末日までです。

なお、当公益財団が交付を決定する前に支出した経費は、補助対象になりません。

## 8 採択予定件数

3件程度

## 9 補助対象者の義務

補助金の交付を決定するに当たっては、以下に掲げる義務を付します。

(1) 交付決定を受けた後、補助事業の内容（細部の変更（※）を除く）若しくは経費の配分（区分間のいずれか低い方の30%以下の変更を除く）を変更しようとするとき又は補助事業を中止若しくは廃止しようとするときは、事前に当公益財団理事長の承認を得ること。

(2) 補助事業が完了したときは、実績報告書を提出すること。

(3) 補助事業に係る経理について、その収支の事実を明確にした証拠書類を整備し、補助事業が完了した年度の属する会計年度終了後5年間は保存すること。

※ 細部の変更とは、変更の内容が、補助の目的及び補助事業の能率に影響を及ぼさない範囲の変更であり、且つ補助事業に要する経費の合計額の10%未満の変更である場合です。

## 10 応募期間・方法

### (1) 応募期間

平成30年5月7日（月）～平成30年5月31日（木）

### (2) 応募方法

トライアルユース事業費補助金応募用紙・誓約書を作成し（応募用紙に記載の書類を添付すること。）下記までお持ちになるか、又は郵送してください（提出部数：1部）。

お持ちになる場合の受付は、8時30分から17時15分まで（土・日・祝日を除く。）です。郵送の場合は、平成30年5月31日（木）の消印有効です。

※ 応募用紙・誓約書の様式は、下記に請求するか、又は当公益財団のホームページからダウンロードしてください。

※ 電子メールによる提出は受け付けていません。

なお、応募期間経過後は、提出された書類は返却しません。

〒849-0932 佐賀市鍋島町八戸溝114  
公益財団法人佐賀県地域産業支援センター 食品製造業振興課  
電話：0952-37-9182  
問い合わせ先メール：sagafc@mb.infosaga.or.jp  
ホームページ：http://www.infosaga.or.jp/

## 1.1 審査方法

当公益財団が設置する審査委員会において審査します。

### (1) 審査手順等

- ① 募集期間内に提出のあった応募用紙について、当公益財団が組織する審査委員会で、下記(2)の審査基準に基づいて総合的に審査します。

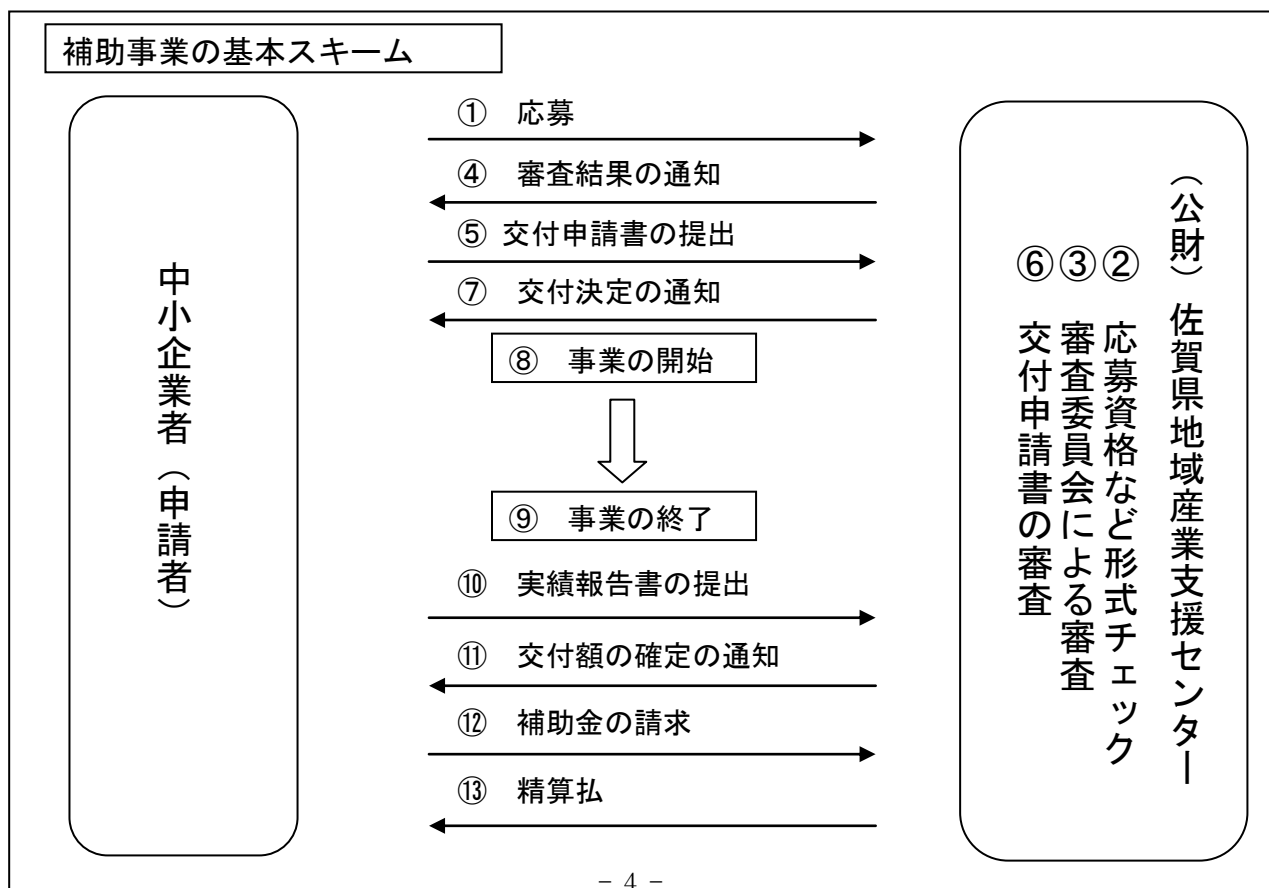
書類審査のほか、応募者には、審査委員会においてプレゼンテーション及び計画の説明を行っていただきます。

審査委員会は、有識者などにより構成し、中立の立場から厳正に審査します。

なお、審査委員の氏名及び審査の経過については、応募者本人を含め公表しません。

- ② 審査に当たっては、必要に応じてヒアリング、追加資料の提出等を求める場合があります。
- ③ 審査の結果は、当公益財団から通知します。

その後、採択された事業については、当公益財団では、交付申請書の内容を審査した上で、申請者に交付決定を行い、申請者に通知します。



## (2) 審査基準

### ア 研究の計画性

- ・ トライアルユース補助事業終了後の基礎研究を見据えた計画書であるか。

### イ 新規性

- ・ 研究テーマ及び予定している製品に新規性があるか。

### ウ 企業の研究体制

- ・ トライアルユース補助事業を完了し得る体制であるか。

### エ 総合評価

- ・ 総合的にみて、補助金を交付して積極的に支援する必要があるか。

## 1.2 補助対象事業を実施するに際しての注意事項

(1) 以下に掲げる事項が生じたときは、交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は交付決定の内容若しくは条件を変更することがあります。

① 補助金を目的外に使用したとき。

② 補助決定の内容・条件その他法令等又は当公益財団理事長の指示に違反したとき。

(2) 上記(1)の規定により交付決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金を交付しているときは、その返還を求めます。

(3) 補助事業中に生じた特許権等の知的所有権については、原則として研究実施機関に帰属するものとしませんが、これに寄り難い場合は当公益財団と協議の上、知的所有権の帰属を決定するものとしします。

(4) 補助事業の成果について、その概要を原則として試験終了後公表することとしします。ただし、公表の内容、方法及び時期については、補助事業者と協議の上決定するものとしします。

(5) 補助金の支払時期については、補助期間経過後に実績報告書が提出され、補助額が確定した後に支払われます。